様式６号の９（第７条・第１３条関係）

※整理番号	
※受付年月日	・　・

監護相当・生計費の負担についての確認書

（申立先）江南市長　殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注　18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

	ふりがな 氏名		生年月日	住所			
1	こうなん　いちろう 江南　一郎		平成　16　年　8　月　1　日	江南市〇〇町＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊			
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに〇）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに〇）	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに〇）
	●●●●●●●●●●●●	子	学生　・　無職　・　その他	△△大学	令和　7　年　3　月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（　　）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（　　）
2	ふりがな 氏名		生年月日				
	個			生の場合			
						1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている	1.生活費（食費、家賃等） ） ）状況 ））
3							）

お子さんの個人番号（マイナンバー）を記入してください。

「監護相当の状況」と「生計費の負担の状況」の両方について、
該当する項目に〇をつけてください。
どちらか片方でも〇印の記載がない場合は、多子加算の対象にはなりません。

1．大学生年代のお子さんが就職し、収入がある場合でも主たる生計維持者（請求者）が生活費の相当部分を負担していれば養育しているものとみなします。

2．本確認書は、生計費の相当部分を負担している大学生年代のお子さん（本確認書のお子さん）を含めて、合計３人以上のお子さんを監護・養育している方のみ、提出が必要です。
　それ以外の方については、児童手当の支給額（第3子以降の加算額）に影響はないため、本確認書の提出は不要です。

※　学

記載内容について上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）
住所　江南市赤童子町大堀９０番地

氏名　江南　太郎